

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取組として、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1）週休2日試行工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。

（2）対象期間

工事着手日以降最初の土曜日（月曜日）から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末尾となる金曜日（日曜日）までを評価対象とする。

なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

（3）現場閉所

現場事務所（会社を含む。）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、週間工程表に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。

（4）4週8休

起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、8日間の閉所日があることをいう。

（試行対象工事）

第3条 対象工事は、北九州市が発注する全ての港湾および漁港漁場工事とする。ただし、週休2日工事として発注が困難な工事は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断すること。

＜対象外工事の例＞

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件等により、現場閉所を行うことが困難な工事（例えば、交通規制、出水期、冬季風浪、完成時等の制約がある工事、連続施工せざるを得ない工事）
- ・災害復旧工事
- ・軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事のうち、施工に必要な実日数※¹が28日未満の工事
- ・利用者との調整により作業日数又は作業時間が厳しく制限される工事で、発注者が週休2日工事として適さないと判断する工事

※1：作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するために必要な実作業日数を算出し、雨休率を考慮した日数

(発注方式)

第4条 全ての週休2日試行工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とする。

・発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(試行の流れ)

第5条 発注から竣工までの流れは、以下のとおりとする。

(1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合、週休2日を考慮した工期設定を行うとともに、設計書に「週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者は、「週休2日試行工事」を実施する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「休日取得計画・実績表」（様式1）として添付するものとする。

なお、施工計画書を提出しない工事については、契約後5日以内に、「休日取得計画・実績表」（様式1）を発注者に提出するものとする。

(3) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。ただし、軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事についてはこの限りではない。

(記載例)



(4) 受注者は、1期間ごとに1回「休日取得計画・実績表」を提出するものとする。

(5) 発注者は、受注者から休日及び出勤状況が分かる既存の資料等の提示を求め、「現場閉日数」の状況を適宜確認するものとする。

(6) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(間接工事費等の補正)

第6条 間接工事費等の補正は、当初設計時において、下記に示す(1) 4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に減額補正を行うものとする。

(1) 4週8休以上

共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03

(工事成績評定)

第7条 発注者は、工事完成時に現場閉所による4週8休以上の達成ができなかった場合であっても、減点評価しないものとする。

2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、工事成績評定による評価は行わない。

(実施証明書)

第8条 週休2日を試行し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は、完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出がない場合はこの限りではない。

2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、週休2日実施証明書は発行しない。

(その他)

第9条 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならないものとする。

2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この改定要領は、令和2年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年10月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和3年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年4月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和3年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年10月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和4年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和4年10月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和6年5月1日から施行し、設計書適用年版が令和6年5月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和7年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和7年10月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和8年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和8年10月1日基準の工事から適用する。